

○新座市障がい者等移動支援事業実施要綱

平成19年1月5日

告示第6号

改正 令和4年3月31日告示第110号

注 令和4年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第8号に規定する事業として、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児に対して、外出のための支援を行う障がい者等移動支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、障がい者及び障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援すること（以下「移動支援」という。）とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が外出時に支援が必要と認めるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、屋外での移動に著しい困難を伴う視覚障がい者を有する者、肢体不自由1級の障がい（別に定める障がいを除く。）を有する者及びこれらに準じる者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障がい者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障がいと判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、関係諸法において、移動支援を受けることができる者については、当該関係諸法の適用を優先する。

(事業所の登録)

第4条 移動支援を行う事業所は、法人格を有する団体で、埼玉県が指定した外出介護事業実施団体、市に登録されている生活サポート事業実施団体、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業を行う団体又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障がい福祉サービス事業者のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護を行う事業者の事業所とし、事前に市の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする事業所は、新座市障がい者等移動支援事業事業所登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の適否を決定し、新座市障がい者等移動支援事業事業所登録決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(移動支援を行う者)

第5条 移動支援を行う者は、前条の規定により登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）の従業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護福祉士

(2) 介護福祉士実務者研修の修了者

(3) 居宅介護職員初任者研修の修了者

(4) 介護職員初任者研修の修了者

(5) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者（日常生活支援従業者養成研修課程の修了者を含む。）

(6) 同行援護従業者養成研修の修了者

(7) 行動援護従業者養成研修の修了者（知的障がい者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む。）

(8) 平成18年9月30日までに視覚障がい者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

(9) 平成18年9月30日までに全身性障がい者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

(令4告示110・一部改正)

(登録事業所の届出義務)

第6条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、又はその事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに新座市障がい者等移動支援事業事業所登録変更・中止・廃止届を市長に提出しなければならない。

(令4告示110・一部改正)

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者は、新座市地域生活支援事業申請書を市長に提出し、対象者の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、新座市地域生活支援事業決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により、登録の決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

(登録の有効期間及び更新申請)

第8条 前条第2項の規定による登録の有効期間は、登録を受けた日から同日後最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者は、前項の有効期間の満了後においても、引き続き当該事業を利用しようとするときは、前条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第9条 利用者は、移動支援を受けようとするときは、受給者証を登録事業所に提示し、当該登録事業所に直接依頼するものとする。

(利用時間)

第10条 利用者が、移動支援を受けることができる時間は、1か月につき100時間を限度とする。

(利用者等の届出義務)

第11条 利用者又はその保護者等（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、新座市障がい者等移動支援事業利用登録変更・中止届により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の障がいの状況に大きな変化があったとき。
- (3) 事業の利用を中止しようとするとき。

2 利用者等は、受給者証をき損し、又は紛失したときは直ちに新座市障がい者等移動支援事業受給者証再交付申請書を市長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

（利用者負担額）

第12条 利用者等は、利用の都度、別表に掲げる利用料の100分の10に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を登録事業所に支払うものとする。ただし、利用者負担額として支払う額は、1月につき37,200円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に該当する者に係る利用者負担額は、無料とする。

（利用者負担額の減免）

第13条 利用者負担額の減額又は免除は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者負担額を負担することによって生活保護世帯に該当する場合には、利用料を減額し、又は免除する。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条に規定する災害等の特別な事情がある場合には、利用者負担額を災害等の状況に応じて減額し、又は免除する。

（費用の支弁）

第14条 登録事業所は、移動支援を行った日の属する月の翌月10日までに、別表に掲げる利用料の額から利用者負担額を差し引いた額を市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該請求があった月の翌月にその請求額を支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第15条 利用者は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用者登録の取消し)

第16条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により登録決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の決定の取消しを行ったときは、新座市地域生活支援事業決定取消通知書により、その旨を利用者に通知するものとする。

(登録事業所の遵守事項)

第17条 登録事業所及びその従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(登録事業所の取消し)

第18条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 移動支援に要する経費の請求に不正があったとき。
- (2) 適切な事業運営を行うことが困難と認めるとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により登録決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録事業所として不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の決定の取消しを行ったときは、新座市障がい者移動支援事業所登録決定取消通知書により、その旨を登録事業所に通知するものとする。

(調査及び指導監査)

第19条 市長は、登録事業所に係る人員、設備等の事業所の運営に関する事項、移動支援に要する経費の請求に関する事項、移動支援の内容に関する事項等について必要があると認めるときは、調査及び指導監査を行うものとする。

2 登録事業所は、前項の規定により市長が行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(費用の返還)

第20条 虚偽その他の不正な手段により利用者負担額の支払又は移動支援に要する経費の支弁を受けた登録事業所があるときは、当該利用者負担額又は当該経費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第21条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の事業の実施に関し必要な事項は、総合福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
(新座市視覚障がい者・知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の廃止)
- 2 新座市視覚障がい者・知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱(平成14年新座市告示第77号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行前に前項の規定による廃止前の新座市視覚障がい者・知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱第4条の規定により対象者の登録を受けている者は、第7条の規定により対象者の登録を受けたものとみなす。

附 則(平成19年告示第236号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年告示第272号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第312号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市障がい者等移動支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年告示第93号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第111号)抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第126号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第64号）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市障がい者等移動支援事業実施要綱別表の規定は、令和元年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第110号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第12条関係）

利用時間	利用料	
	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
0.5時間以内	2,490円	1,020円
0.5時間を超え1時間以内	3,930円	1,910円
1時間を超え1.5時間以内	5,710円	2,680円
1.5時間を超え2時間以内	6,520円	0.5時間ごとに680円加算する。
2時間を超え2.5時間以内	7,340円	
2.5時間を超え3時間以内	8,150円	
以下0.5時間ごと	0.5時間ごとに810円加算する。	

備考

次の各号に掲げる時間の利用料の加算額は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで 25パーセントに相当する額
- (2) 午後10時から午前6時まで 50パーセントに相当する額